

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する事が出来る。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する事ができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

別表3（第5章関係）

適 用	報 酬 等 の 支 給 額			
第23条 第1項	監事・理事	1日につき	10,000円	
	評議員	1日につき	10,000円	
第23条 第2項	監査等立会い(監事監査含む)			
		1日につき	10,000円	
第23条 第3項	理事長	月額	200,000円以内	
第23条 第4項	旅費 旅費規程による			
第23条 第5項		香料	供花	弔電
	役員等本人	30,000円	有	有
	役員等の配偶者	10,000円	有	有
	役員等本人の両親	5,000円	有	有
	役員等の子	5,000円	有	有
供花、弔電の金額は理事長の決定による。				